

業 務 内 容 説 明 書

	清 掃 箇 所		作 業 方 法 及 び 内 容
A清掃	床面	【各館共通】 玄関ホール・廊下・階段・湯沸室・事務室・図書室・遊戯室・集会室・保育室・学習室 但し、保育室については豊一児童センターのみ。	①掃き掃除及び乾拭き。保育室については、併せて床面素材に適合した洗剤を使用して掃除する。 ※保育室以外の場所についても、汚れの程度に応じて、床面素材に適合した洗剤を使用して掃除する。なお、マット、机、椅子等移動可能なものは移動させて掃除する。 ②月1回は、各床面素材（フローリング・塩ビタイル等）に適合したワックスを塗布し、研磨艶出しを行う（保育室は除く）。 ③年1回は、各床面素材（フローリング・塩ビタイル等）に適合した剥離液を使用し、汚れを剥離する（保育室は除く）。なお、別紙基準表のA③の清掃に該当している場所の床面については、すべて年1回行うこと。（作業日は分かれてもよい。）
B清掃	巾木	【各館共通】上記箇所と同じ	巾木については、塵払い清掃を実施する。
C清掃	玄関 足洗い場	【各館共通】 但し、高城児童会館については足洗い場なし。	自動ドアレールの砂あげ、掃き掃除・水洗い・水拭き取りの順に清掃を行う。 また玄関下駄箱（保育室の下駄箱も含む）は雑巾掛けを行う。すのこ板は雑巾がけを行い、すのこ板の下を掃き掃除する。
D清掃	便所 便器 便所内手洗い場	【各館共通】	便所の床は水を流してブラシで清掃し、便器・便所内手洗い場は適性洗剤を用いて清掃する。排水口はごみを取り除き、適性洗剤を用いて清掃する。 また、便所内手洗い場の鏡のから拭き及び手洗い石鹸液・トイレトペーパーの補充を行う。各トイレのオムツ交換台は拭き掃除を行う。
E清掃	湯沸室内流し場	【各館共通】	適性洗剤を用いて清掃する。
F清掃	じゅうたん	集会室（原町児童センターのみ） 図書室（原町・豊一児童センター除く各館）	掃除機により掃除する。年2回は、適性洗剤を用いて洗浄を行う。また、机、椅子等移動可能なものは移動させて掃除する。
G清掃	たたみ （置き畳含む）	静養室（各館） 図書室（原町・豊一児童センター）、 集会室（高城・南吹田・山田西児童センター） 保育室（豊一児童センター） ※他の部屋にも配置されている場合有	掃除機により清掃する。 月に1回は、固絞りした雑巾又はモップで拭き掃除を実施する。
H清掃	ガラス	【各館共通】 施設内のすべてのガラス・屋外掲示板・窓・サッシ	汚れの目立つ箇所のみ、水拭き後、乾拭き清掃を実施する。3か月に1回は、全面洗浄後乾拭き清掃を実施する。
I清掃	人工芝	原町（屋上）・豊一児童センター（廊下）以上2館のみ	掃除機による掃除を実施する。

	清 掃 箇 所		作 業 方 法 及 び 内 容
J清掃	壁面	【各館共通】 屋内外の壁面	適性洗剤等を用いて汚れが目立つ箇所のみ、清掃を実施する。
K清掃	空調設備 (エアコン)	【各館共通】 屋内全室	フィルターの洗浄清掃を実施する。なお、内部の埃を取り除く。
L清掃	館内備品	【各館共通】 屋内全室 机・椅子・卓球台・ベビーベッド・パー テーション・本棚・掲示板・時計等	埃や汚れが目立つ箇所のみ、拭き掃除や適性洗剤等を用いた清掃を実施する。 月に1回は全ての備品の拭き掃除や適性洗剤等を用いた清掃を実施する。 また、各館で配置されている備品が異なるため、各館の指示に従って清掃を実施する。
M清掃	施設内敷地 (広場等)	【各館共通】	ゴミ拾い及び落ち葉等の掃き掃除を実施する。
N清掃	施設外回り (外周)	【各館共通】 屋内全室	ゴミ拾い掃除を実施する。
O清掃	換気扇	【各館共通】 屋内全室	埃や汚れが目立つ場合は、埃を取り除き、拭き掃除を実施する。3か月に1回は取り外して、洗剤等を用いて清掃を実施する。また、ダクト部分(目視で確認できる範囲で)の埃を取り除く。
P清掃	階段手すり ドア ドアノブ	【各館共通】 屋内全室	雑巾掛け清掃を実施する。また、汚れが目立つ箇所のみ、適性洗剤等を用いて清掃を実施する。
Q清掃	ベランダ	千里丘・五月が丘・南吹田 竹見台・寿町児童センター 以上5館	掃き掃除を実施する。
R清掃	ブラインド	五月が丘・原町・山田西 竹見台・寿町児童センター事務室 以上5館	適性洗剤等を用いて清掃を実施する。
S清掃	せせらぎ	千里丘・寿町児童センター 以上2館	ゴミ拾い及び落ち葉等の掃き掃除を実施する。

※感染症対策時等、館職員から指示があれば、別途協議の上定めた消毒作業等を実施すること。

